



上尾市

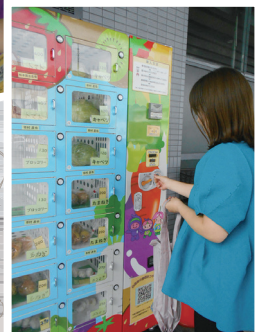
農業委員会だより

第23号

令和7年8月

 編集・発行
上尾市農業委員会

 事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694

県内初（自治体）
地産地消
**認定新規就農者等の
販路拡大**
農産物自動販売機 が設置されました


上尾市役所の正面玄関に市内で収穫された農産物の自動販売機が設置されました。

地元野菜のPRや地産地消を促進するとともに、農業後継者育成事業の一環として認定新規就農者等の農産物を中心に販売しています。

購入できる農産物は日替わりで、自販機の横に「本日の出店者」を写真付きで紹介しています。

自販機には冷蔵機能があり常時15℃前後で管理されているため、新鮮な農産物を24時間購入することができます。

出店者のスケジュールは、上尾市ホームページで確認することができます。



農産物自動販売機情報の紹介ページ
<https://www.city.ago.lg.jp/page/382555.html>

就任のあいさつ

上尾市農業委員会

会長 市村 英一

暑中お見舞い申し上げます。皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

上尾市農業委員会は令和7年4月3日に改選があり、11名の農業委員が任命され、8名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

また、同日の臨時総会において会長に就任いたしました。新たな責任を胸に、一層精進してまいります。

さて、最近の農業を取り巻く環境につきましては、今年の3月上尾市の「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」が策定・公告されました。地域計画は、地域の農業者の話し合いをもとに地域農業の将来の在り方を「目標地図」という形で表現したことになります。

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。農業委員会においても、地域計画をより望ましい形にブラッシュアップさせるため、地域の皆様と一緒に考え、話し合いを継続していきたいと考えております。

農業委員会におきましては、両委員19名で力を合わせ、その機能を最大限発揮し、上尾市の農業のさらなる発展のために積極的に活動するとともに、農家の皆様の期待に応えられるよう取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。会長就任のあいさつとさせていただきます。

農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

上尾



●鈴木 一仁

原市



●黒須 邦昭



◆黒須 信明

◎会長
○会長代理
●農業委員会委員
◆農地利用最適化推進委員

平方



●今川 修一



●新木 英男



◆國嶋 亮子



◆秋山 一弘

大石



○●藤波 貢



●岸井 良雄



◆矢部 茂



◆細野 宏道

上平



◎●市村 英一



●平野 修一



◆大塚 忠男



◆黒須 達夫

大谷



●松本 修一



●野崎 健次

●千葉 ふみ子
(中立委員)

◆安藤 静男

農地パトロール(利用状況調査)を行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール（利用状況調査）を行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、所有者に対し利用意向調査を行い、その結果をもとに農地中間管理機構へ通知等を行います。

今年も8月から10月頃にかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、**緑色の帽子と腕章**を身に着けています

STOP ヤミ耕作！！ 手続きを行い、適正な貸し借りを



農地の貸し借りには、農地法3条が農地中間管理機構を経由した貸借手続きが必要です。

◇農地の貸し借りをする際は、手続きが必要です！

例えば次のような場合は「ヤミ耕作」となります。

- ・口約束だけで手続きをせずに親戚や知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ・手続きが面倒だから農地を更新せずにそのまま貸して（借りて）いる。
- ・税金等の関係があるので手続きをしていない。

ヤミ耕作を続けていると…

貸し手の方は

- ・農地を返してもらう際に、離作料等を請求される場合がある。
- ・20年以上に渡って貸借していた場合、民法第163条により、借り手に農地を取られてしまう場合がある。
- ・相続が発生した際に、契約が無効になってしまう場合がある。
- ・相続が発生した際に、誰に貸しているのかわからなくなってしまう場合がある。

借り手の方は

- ・突然地主に農地を返してくれと言われる場合がある。
- ・相続が発生した際、誰から借りているのかわからなくなる場合がある。

今現在ヤミ耕作をしてしまっている人や今後農地の貸し借りを考えている人は、農業委員会、農政課へご相談ください。

令和7年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査（8.1調査）にご協力ください！

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。
同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査票の提出は
8月29日(金)まで

調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化（農地の貸借や売買等）の促進・各種証明書発行の際の基礎資料として役立てます。

調査対象者

農地を10アール（1,000㎡）以上所有している農家世帯
または、生産緑地を所有している農家世帯

提出方法

調査票に記入のうえ、同封の返信用封筒に入れて8月29日（金）までに農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。

※氏名・住所は公開されません。



農業者年金 に参加しませんか

年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）、又は60歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者の方であれば、どなたでも加入できます。

POINT

- ① 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ② 保険料は自由に決めることができます。
- ③ 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。
- ④ 税制面の優遇措置があります。
- ⑤ 保険料の国庫補助があります。



詳しくは、農業者年金HP (<https://www.nounen.go.jp>)へ

市村 英一
藤波 貢
黒須 信明
秋山 弘
松本 修一

農業委員会だより
第23号編集委員

🔍 農業者年金

検索

